第一項第六号ハ	利子
第一項第六号ニ	使用料の支払を
	当該使用料
第一項第十号	当該相手国等の権限ある当局
第二項	特定配当等の
	当該特定配当等
第四項	配当又は利子
	第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除
	同項
	当該租税条約の相手国等の権限ある当局
	相手国団体が
	つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等
第五項	相手国等の権限ある当局
	同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める
	を同項
第七項	相手国団体配当等
	第二条の三第一項
	第三国団体配当等
	前条第一項
	構成員条約届出書

利子	対象利子
使用料の支払を	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する第二条第一項第五号ニに規定する対象使用料の支払を
当該使用料	当該対象使用料
当該相手国等の権限ある当局	第二号の外国の租税に関する権限のある機関
特定配当等の	特定対象配当等の
当該特定配当等	当該特定対象配当等
配当又は利子	対象利子
第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第十項の規定の適用
同項	第一項
当該租税条約の相手国等の権限ある当局	外国の租税に関する権限のある機関
相手国団体が	相手国団体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる
つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	相当する所得を当該相手国団体に相当するものの所得としてその場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課されるとしたならば当該外国において同条第十項の規定により当該対象利子に対して同項に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定の適用がないものとされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該相手国団体であつて、かつ、外国
相手国等の権限ある当局	外国の租税に関する権限のある機関
同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める	外国居住者等所得相互免除法第十五条第十項の規定の適用を受けるための
を同項	を前項
相手国団体配当等	相手国団体対象配当等
第二条の三第一項	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する第二条の三第一項
第三国団体配当等	第三国団体対象配当等
前条第一項	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する前条第一項
構成員条約届出書	構成員届出書

第八項	相手国団体配当等又は第三国団体配当等
	当該相手国団体に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき免除
	第二条の三第四項
	租税条約の規定に基づき軽減又は免除
	（同項の
第九項	当該租税条約の相手国等
第九項第二号	配当等の
第九項第五号	当該相手国等の権限ある当局
第九項第九号	平成二十六年一月一日
第十項	相手国団体上場株式等配当等
第十二項	第二条の三第八項
	第三国団体上場株式等配当等
	前条第八項
第十三項	第二条の三第十一項又は
第十三項第一号	租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除
第十三項第二号	配当等の
第十五項	第九項に規定する租税条約の規定に基づき免除
	同項第一号
	当該租税条約の相手国等の権限ある当局
	相手国団体が

第八項	相手国団体対象配当等又は第三国団体対象配当等
	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する第二条第一項又は第八項の規定の適用
	第二条の三第四項
	外国居住者等所得相互免除法第十五条第十項又は第十項の規定の適用
第九項	外国
	（租税特別措置法第九条の三の二第一項の
第九項第二号	対象配当等の
第九項第五号	第二号の外国の租税に関する権限のある機関
第九項第九号	適用開始日
第十項	相手国団体上場株式等対象配当等
第十二項	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する第二条の三第八項
	第三国団体上場株式等対象配当等
	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する前条第八項
第十三項	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する第二条の三第十一項又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する
第十三項第一号	外国居住者等所得相互免除法第十五条第九項又は第十項の規定の適用
第十三項第二号	対象配当等の
第十五項	外国居住者等所得相互免除法第十五条第十項の規定の適用
	第九項第一号
	外国の租税に関する権限のある機関
	相手国団体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる